

# 堺市立老人福祉センター等不用品再生資源化物等収集運搬処理業務仕様書

## 1. 業務名

堺市立老人福祉センター等不用品再生資源化物等収集運搬処理業務

## 2. 業務場所

- ① 泉ヶ丘市民センター：堺市南区茶山台 1-7-1
- ② 堺市立老人集会所「三国ヶ丘喜寿荘」：堺市堺区北三国ヶ丘町 4-4-27
- ③ 堺市長寿支援課：堺市堺区南瓦町 3-1
- ④ 西老人福祉センター：堺市西区鳳東町 6-600 西区役所内
- ⑤ 南老人福祉センター：堺市南区御池台 5-2-7
- ⑥ 中老人福祉センター：堺市中区八田南之町 162
- ⑦ 八田荘老人ホーム：堺市中区八田南之町 162-3
- ⑧ 北老人福祉センター：堺市北区常磐町 1-25-1
- ⑨ 美原老人福祉センター：堺市美原区黒山 782-10
- ⑩ 堺老人福祉センター：堺市堺区協和町 3-128-4

## 3. 業務期間

契約日 から 令和4年3月31日 まで

## 4. 委託する産業廃棄物の種類及び数量等

種類	性状及び荷姿	数量

※詳細については別紙不用品詳細を参照

## 5. 業務内容

業務場所①～⑩に集積された産業廃棄物（以下「廃棄物」という）を積込み、処理を業務。

### (1) 収集運搬

マニフェスト（産業廃棄物管理票）と各施設①～⑩に集積している廃棄物を照合し確認のうえ収集運搬すること。収集運搬方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の基準に適合していること。

また、収集運搬終了後マニフェストB 2票を長寿支援課に送付すること。

#### (2) 中間処理

速やかに次の方法で処理すること。中間処理の方法は、処理施設へ搬入後、速やかに圧縮・破砕等を行うこと。中間処理施設及び作業方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の基準に適合していること。

また、中間処理終了後マニフェストD票を長寿支援課に送付すること。

#### (3) 最終処分

中間処理された廃棄物は、最終処分施設で適正に処理すること。ただし、再生可能物は再生することとする。最終処分施設及び作業方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の基準に適合していること。

また、最終処分終了後マニフェストE票を長寿支援課に送付すること。

### 7. 安全作業の徹底

- (1) 受注者は、業務を実施するにあたり労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法等の関係法令を遵守し、常に事故の未然防止を心がけ安全作業に努めなければならない。
- (2) 運搬車両については、ごみが飛散し、または流出し、悪臭が漏れるおそれのないもので、常に清潔の保持がなされていること。
- (3) 当該作業において第三者に危害を及ぼしたときは、直ちに監督員に連絡をとり指示を受けること。その原因が損害防止に必要な措置、注意義務を怠ったことにより生じたときは受注者において賠償することとする。

### 7. 提出書類

- (1) 受注者は、本業務遂行にあたり、あらかじめ事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。
- (2) 受注者は、この契約の締結後、直ちに業務実施計画書・業務責任者届を作成し提出しなければならない。
- (3) 業務完了後、業務完了届と計量証明書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。

### 8. 留意事項（一般事項）

- (1) 業務を履行するにあたって受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し実施しなければならない。
- (2) 業務を履行するにあたっては、取り残しの生じないように十分注意するとともに、廃棄物の収集場所の清潔保持には、特に留意しなければならない。
- (3) 業務履行中のサービスについては、作業に適したものを着用すること。
- (4) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替え又は保管は行わない。

- (5) 当該作業において第三者に危害を及ぼしたときは、直ちに監督員に連絡を取り指示を受けること。その原因が損害防止に必要な措置、注意義務を怠ったことにより生じたときは受注者において賠償すること。

## 9. その他

本業務に関して、疑義を生じた場合及び本仕様書に準ずる細目については、長寿支援課と協議のうえ決定すること。